

# 「和宮下向の文書を読む（２）」解説

## 1 古文書の内容要約

資料「和宮下向之節小休立退場相成付廻文」（西角井家文書 No.2734）

和宮様は中山道を下向される。通行される大宮宿では、小休憩をされるにあたり、拙宅（角井出雲）は避難場所になった。昨10月19日に代官の竹垣三右衛門に手付・手代の者を添えて、見分を済ませたのでその旨通達する。この廻状に請印をして、早々に順達して、最後の村から返却すること。以上。酉（文久元）年10月20日。→大宮宿では、和宮の避難場所として氷川神社社家西角井家があてられた。

## 2 道筋における儀礼的な行為（一例）

※嘉永2年8月の寿明姫通行の事例より

町並整備：立木の伐払、木枝を切ったものの除去、芥の除去、看板類などの除去  
軒先から葎簀 [よしず] や孫庇が張り出している分は取り払う

掃 除：盛砂、敷砂、水を入れた手桶、念入りに掃除、目障りなものの除去（囲い置き）、草履・草鞋 [わらじ] など吊るしものはしない

出 迎 え：村役人は羽織・股引着用

拝見作法：街道に人が居すぎると通行の妨げになるため、居すぎないようにする、見世門・土間に着座、手を付き平伏、二階の戸は閉め切り、目張りをする、履物をはかずに下座

夜の作法：夜通し松明で照らす

鳴 物：三味線や子供の玩具に至るまで音を出さない、騒がない、時の鐘や寺の鰐口を鳴らすことは無用

商 売：鍛冶屋、舂米屋、諸商人は休業し、店先を掃除する、湯屋も休業

防火体制：火の用心の徹底、不寝番の見廻り、出火の際は火消しの動員体制をとる、焚火をしない、煙を出さない、炭火を使うこと

その他：道修繕、橋修繕、溝さらい、道筋の辻固め、通行時の往来留め（川筋での船留、橋の往来留）、刃物を使う商人（髪結床、鍛冶屋、古道具屋、酒食商）や店続きに台所がある家では刃物を出さない。

※中山道における大きな通行は、大名行列（参勤交代）、姫君が将軍や将軍世子に嫁いだ際の通行、御三家の通行などがあった。その際、宿場や街道沿いの村々に心得方を通達し、通行中に無礼なことや支障がないようにした。